

題でございますとか、この問題にないまじり待機期間の問題でありますとかいふ／＼と同様に論じなければならぬ問題もございまして。かような点からどれをと、それを捨てるかという問題に結局はなつて来るのでございまして、私どももいたしましては一部分は初診料負担というものを廃止することによる財政への影響が先は甲上げたようなことでの確に備へないこともありまして、併し基本的な考えをいたしましては、こういう一部の負担を廃止するということが、それから範囲を拡張したり或いは給付期間の延長というようなものを天秤をかけて考えました場合には、いずれも保険財政の面から申しますと財政負担の増加になるわけでありまして。差当り範囲の拡張或いは給付期間の延長というようなことをとり上げて行くというふうなふうに考えなければなりません。従つて実体的な議論としては同感でございまして、けれども、さう具体的な問題となりまして、それをとるかというときは、私どもの考えとしてはさうな気持で、今回としては見送つたという事情でございまして。

○藤原道子君 すでに同僚湯山委員からあつたと思ひますから、私の質問はこれで終ります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御質疑ございませうか。

○湯山君 ちよつと一言だけ。これは只今直ぐにお答え頂けないかも知れないと思ひますが、三日間の待機期間をなしたことによつてどれくらい費用が必要であるかというところは、恐らく他の保険から類推して御計算願ひなければならぬと思ひますが、これは成るべく早くお示し頂けないでしようか。

○政府委員(久下勝次君) できるだけことはしてみたいと思ひますが、ただ実際問題といたしまして非常に面倒なことは前以て御了解頂きたいと思ひますが、お申しますのは、一日か二日だけ休みました者につきましては、若しも個々の事業主から給与が出ておるときと、傷病手当金は出ないというところになります。従ひましてそういう場合にはむしろ待機期間の問題でなく、他に給与があるからということでは、給付が行われないことになりまして、これを純粋に事業主から給与が出ないで、従つてこの保険でみてやらなければならぬというものは、恐らくこれは掴み得ないのじやないか、類推をいたしましても結局的確な数字は掴みがないと思ひますが、まあ併し御要望でもございまして、できるだけやつてみたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め

○山下義信君 健康保険法の一部を改正する法律案、これは厚生年金保険法の一部を改正する法律案とも関連があるのでありますが、先達つて湯山委員から質疑をされて、当局の御答弁では、新たに被保険者を増加する事業種目の中に、教育というところに関連いたしまして、その内容の対象種類については私立学校の教職員関係者は包含しない、というところであります。これは一方において私立学校教職員共済組合法案によつてそれがカバーされてあるからだということでありまして、

が、若しそういうことであるといひますならば、そのことの可否は別といたしまして、そういうことであると仮にいたしますならば、仮に私立学校教職員共済組合法案が不成立になりまして、この健康保険法並びに厚生年金保険法の一部改正法律案の教育とは、私立学校関係者を逃脱するという事態が発生するのであります。そういうときには両法案の改正要目でありまして、教育というものの包含いたしする内容はどういふ影響を来たすものであると了解してよろしいか、その点を明白に御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 今回国会に提案になつております私立学校教職員共済組合法案の正式な印刷物をまだ私手許にしておりますが、大体間違いないと思ひますので、それを基にして手許にありますが、御説明を申し上げますが、両者の関係を申し上げますと、先ず健康保険法につきましては、健康保険法第十二条という規定がございまして、「国ニ使用セラルル被保険者又ハ地方公共団体の事務所ニ使用セラルル被保険者ニシテ他ノ法律ニ基キ共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ヲ為サズ」という規定がございまして。これは今度別途私立学校教職員共済組合法案が出ますと、それとの関係が現行法では明白でございませぬので、私立学校教職員共済組合法案のほうで健康保険法第十二条第一項の一部を修正をいたしまして、「地方公共団体ノ事務所に使用セラルル被保険者」の次へ

うような言葉を入れることになつておるのでございまして。これによりまして原則的な健康保険法第十三条の規定に上つております教育の関係のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を受けずするものは被保険者とならない、保険給付をしないということに除外をされることになつてございまして。一方厚生年金保険法の場合には、現行の同法第十六条の二の第一号は同じような規定がございまして、「国、地方公共団体又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ」は「厚生年金保険ノ被保険者トセズ」とありまして、その第一号中のロに「法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員」という表現がございまして、この規定によりまして、私立学校教職員共済組合法案が成立をいたしましたときには、健康保険法及び厚生年金保険法の適用はその関係で除外せられることになるわけがございまして。併しながら、この私立学校教職員共済組合法案が成立をいたしませんと、今の健康保険法第十二条なり、或いは厚生年金保険法の第十六条の規定が動いて参りませんもののでありますから、従ひまして、原則のそれ／＼、教育事業が挙げてあります健康保険法の適用を受けるということになるわけがございまして。ただ先般私が申上げましたのは、さうな法律関係が私立学校教職員共済組合法ができるという前提の下にできます場合には、その当該法案において只今申上げたような調整規定を設けて適用関係がはつきりするようになつていふ実は話合ひで参つておつたのでございまして。従つて、くどいようでございしますが、私

立学校教職員共済組合法が成立をいたしませんと、健康保険法及び厚生年金保険法が私立学校教職員に適用されることになるわけがございまして。先般私が湯山委員の御質問にお答えしたと思ひますのは、一応さういふような法律関係の調整をいたすことになつておりましたので、予算の上におきましては三万七千名ほどを予定して健康保険法及び厚生年金保険法の積算の基礎からは除いてあるという意味で申上げてあるものであります。併しながらこれは全体の数字から見ますれば僅かでございますので、万一共済組合法案が成立を見ませんでも、健康保険法及び厚生年金保険法の運用には私は差支へないのではないかと一氣もいたしております。以上御説明申し上げます。

○山下義信君 そうですと、今の現行の健康保険法第十二条、厚生年金保険法第十六条との関係はよくわかつたのですが、今回改正の新たな適用範囲の拡大について特に具体的に第十三条中の各号が追加せられてあります、その教育というこの範囲の拡大と私立学校教職員共済組合法案の規定との関係はどうなりますか、不成立になりましたときに。

○政府委員(久下勝次君) 厚生年金保険法、健康保険法のそれ／＼、一部改正が成立をいたしまして、私立学校教職員共済組合法が成立いたさなかつた場合におきましては、そのままで健康保険法及び厚生年金保険法が私立学校の教職員に適用になります。この私立学校教職員共済組合法も成立いたしますと、一部改正と両方が成立いたしますと、私立学校教職員共済組合法が成立することそれ自身によつて、又一

部に健康保険法それ自身の改正が入つておるものでございまして、その双方の關係におきまして適用が除外されるということになるわけではございませう。

○山下義信君 極めて明白になったのでございまして、そうしますと、今この健康保険法一部改正並びに厚生年金保険法の一部改正を審議しまする際に、政府はこの教育という中には私立学校教職員は包含されておかないと、ここではつきり定義を下しおかれることは、私は少し早計と言つて語弊があるかも知れませんけれども、あとで取返しがつかなくなるのではないかと申す。やはり私立学校教職員法案との今申し上げた脱み合せ關係において、今はそう解釈するけれども、今仰せになりましたようなこの一方の法案が不成立の場合には当然含有するといふことが今の御答弁で明白になりましたが、先般の質疑応答ではつきりとこれを包含せんとおっしゃるけれども、あとで取返しがつかなくなるのではないかと申す。但し私の質問も、私立学校教職員共済組合法案の不成立という仮定の前提に立つておるのであります。併し念のため法案の成立、不成立はあることであるから、一応入念に質しておくとおっしゃる必要であると思つて、この質問をいたしておきましたのでありますから、一応健康保険並びに厚生年金保険一部改正の法案につきまして「教育」の解釈を入念にもう一度しておいて頂きたい。

○政府委員(久下勝次君) 健康保険法及び厚生年金保険法において「教育」と申しておりますのは、大体において教育基本法など言つております「教育」といふ觀念と私ども同じように考へております。ただ私立学校教職員共済組合法案が今一応予定してあります対象よりも健康保険法及び厚生年金保険法で考へておる「教育」は広いのでございまして、それは具体的に申し上げますと、個人経営のいわゆる各種学校でございまして、これは私立学校教職員共済組合法案が成立をいたしましても、その法律の適用を受けないことになつております。従いまして原則的には健康保険法及び厚生年金保険法が適用になるわけではございまして、そういう意味合いにおきまして私どもとしては健康保険法或いは厚生年金保険法の中から教育という文字は除き得ないのでございませう。

なほ、くどいようで恐縮でございませうが、ちよつと念のために申し上げておきたいと思つて、先ほども健康保険法關係の条文で申し上げましたように、根本的の考え方というものは強制適用の規定は条文によりまして私立学校の教職員共済組合法の適用を受けませんものでも、形式的には健康保険法の被保険者である。併しながら他の法律、先ほど申し上げましたような共済組合法、法律による共済組合法の組合員であるものについては保険給付をなさずという考え方になつておりました。従いまして各組合員だと申しましたも、健康保険法の適用を受ける被保険者ではありますけれども、それとは保険料も別の規定で納めなくてもよろしいし、又給付もなさないというふうな關係に考へておるわけでありまして、この点はすでにございまして国家公務員共済組合の組合員につきましても同様で考へておるのでございませう。少し

くどうございませうが、ちよつと申し上げます。○山下義信君 大体判明したのでありますが、この一方私立学校教職員共済組合法案の対象範囲内というものが非常に漠然としておる、これは一方の法案を審議して行くのに非常は密接な關係があると思つて、一応当局の見解は判明いたしましたようでありますから、この問題に關する質疑はこの程度にいたしておきたいと思つて、一時中止いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 本日の質疑は一時中止いたします。

○委員長(堂森芳夫君) それでは、い

予防法案を議題といたしまして、昨日に引續いて厚生大臣に対する質疑を行います。

○藤原道子君 御質疑を願ひます。

○藤原道子君 先ほども申し上げた通り、昨日同僚委員諸君からいろいろ御質疑があつたのでございませうが、なお私には理解しがたい点がございますので、重ねて御質疑を申し上げます。

私はこの際大臣の御所見をいたしまして、先ほど申し上げた通り、昨日に引續いて厚生大臣に対する質疑を行います。

○國務大臣(山縣勝見君) いろいろの根本的な考え方につきましては、昨日も申し上げた通りであります。いろいろそのものが患者にとりましても又その家族の人にとりましても、なか／＼社会的にも又医学的にもいろいろな点から困難な事情を伴いますものでありますから、いろいろの予防又はい患者の治療、これに對しましては、今後とも国が中

心となつて予防、治療に對してはできるだけのことをいたす、又それらの家族に對しましても同様の考え方でも進みたいと、かように考へております。

○藤原道子君 このいろいろの問題に對しましては、私は飽くまでも国の責任においてなすべきである、かように考へるのでございませうが、世界各國の状況を見ましても、やはり国が責任を持つて對処しているように承知いたしておりますが、大臣はこのいろいろの予防或いは治療その他に關しましては飽くまでも国が中心でやるべきであるといふふうにお考へでございませうか。

○國務大臣(山縣勝見君) この点につきましては、昨日廣瀬委員或いはその他からの御質問に對してお答えをいたしました通り、又只今も申しました通り、国が中心となつてやるべきである、但しそのいろいろの予防或いは治療等は又その家族に對するいろいろの措置等につきましても、単に国だけではできないこともありますから、只今申しました通り、国が中心となつてやるべきである、各地方団体その他の機關等もそれと協調して相共にその分野においてそれに當りたい。昨日来申しておる通りであります。

○藤原道子君 それではくどいようであります。飽くまでも国が中心であつて地方でやることは補助的な問題である、かように理解いたしまして、それでよろしいと思つてございませうか。

○國務大臣(山縣勝見君) 従来いろいろの問題につきましては、必ずしも現実の面で只今私が申しました通りに參つておらん点もございませうから、今後は運用その他の面において只今申したようなふうに進めたいと、かように考へ

てゐる次第であります。

○藤原道子君 このいろいろの問題につきましては、誠に國家的に見ましても、又それに罹りました患者その人につきましても、非常に不幸な問題でございませう。殊に長い間には遺伝である、天刑病である、こういうふうな考へ方が國民の心の中に強く／＼根ざしておりますために、いろいろのことによつて、ただそれだけによつて非常に大きな悲劇が起つておるわけでありませう。

私はこの際いろいろは伝染病である、そうして治療よろしきを得るならばこれは退院することができるのである。こういう時代になつてこれがある我々の間では常識になつておるのでありますが、これが世間一般にはなかなか払拭することができない。いふであるといふことによつて患者のみならず罪のない家族子供等にも非常な悲劇を起してございまして、一家心中等が起りますことは大臣におきましてもすでに御承知のことだと思つてございませう。従いまして私は第二條にもございませうに、いろいろの對する正當なる正しい知識の普及、これを圖らなければならぬ、こういうことが規定付けられております。これは入所等に對しましては飽くまでも納得勸奨で行くべきである、又厚生省等におきましても、それが前提として考へられておる、そこで勸奨納得、この方法につきましても従来どのようなことをとつておいでになつたか、將來又どういふ方法を以てこれに臨もうとおいでになるかといふ点についてお伺ひしたいと思つて、

○國務大臣(山縣勝見君) 只今お話のいろいろ患者の入所につきましては、従来もその心構えでございまして、今後

更に法律の改正にもあります通り、勸奨を主にいたしまして、できるだけよく納得をして頂くようにならうに努力をいたして、そして又一般にもこの種の予防上の問題、或いはその他の問題を周知徹底せしめて、又らい患者或いはその家族にもよく納得して頂いて勸奨を中心にして入所をして頂くという趣旨で、法律の改正をいたして参りますので、従来どういふふうにとつていたかという事は政府委員から答弁させますが、これは従来のとつて参りました、又今後特にとらんとする態度、方法、それに関連いたした法律の修正、その基本的なことだけを申上げまして、巨細の点は政府委員から御答弁を申上げます。

○政府委員(山口正義君) 従来らい患者の入所につきましては、どういふ手段を講じておつたかというお尋ねでございますが、これは法律的にはただ「入所セシムベシ」ということが現行法の第三条に謳つてあるのでございまして、その実施に際しましては、只今大臣から申上げましたように、できるだけ勸奨して、納得して入つてもらふという方針をとつて参つて来ているのでございまして、私もその方針に従ひまして各府県でやつていまして、十分その納得させるというに手を尽さなかつたという謗を受けた場合もあるものでございまして、併しながらできるだけ納得してもらつて入る。そうしませんと無理矢理に入れたものは在所しない、無理矢理に入れたものは在所しない、又逃げて帰るといふようなこともございまして、従来もできるだけ納

得して入つてもらふという方針をとつて来ているのでございまして、それには各府県におきましては担当の職員を作りまして、その職員が再三再四懇談を所長、或いは最近の治療、或いは家族に対する影響等を話して勸奨に努めたという実情をございまして、その実施のやり方につきましては、県によりまして差違があつたといふことは、或る程度認めなければならんことだと考へてゐるわけでありまして。

○藤原道子君 いろいろに對しての、らに對する思想の普及、或いは納得等々によつて收容するやうに努める、將來も飽くまでもそれでやるといふお答でございしますが、私ちよつとここで見ますと、非常にらい予防、らに對する思想普及費なんというものは今度の予算におきましては僅か十二万円より計上されてゐない。而もこれに對して要求されたのが五百五十五万円を要求されてゐる。ところが決定いたしましたのは僅かに二十二万円のように、この参考資料には出てゐるのでございしますが、これで果して所期の目的を達せられるというお考えでございましょうか。私はその熱意のほどが疑われるのでございしますが、大臣の御所見をお伺ひしたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 二十二万円をどういふふうに使ひまするか、私も詳細に承知いたしませんから、勿論當局としてはらいの治療予防に對してその普及徹底に完全を期したいと思つて要求いたしましたことであるけれども、遺憾ながら御指摘のやうなふうの類であります。これでどういふふうに行けるか、又これでどの程度まで行けるかということにつきましては、政府

委員からお答へいたします。
○藤原道子君 細かいことはいざれお伺ひいたします。併しながら今回の法律の改正はこの不幸ならぬといふものに対して、お互いに真剣にこの不幸を取除きたい、それには飽くまでもらに對する思想を変えて行かなければならない。認識を変えて行かなければならぬ。これには教育、普及、宣伝といふことが必要であるといふことは、しばしば政府當局が答弁されてゐるところが、國々も今日よく調べて見ましたところが、僅か二十二万円なんです。今の社会で二十二万円という金でそれだけのことが出来るかといふことは、私が申上げるまでもなくすでおわかりのことと思ふ。こういうことだから私もがらに對して、政府が果して熱意があるのかないのか、それを疑わざるを得ないのです。だから政府のお考え方は、飽くまでも療養所として行くんだと言われまするけれども、問題は收容所的な考え方から発足しておると言わざるを得ないのです。従ひまして患者等が不安に思ひますのはそこにある。僅かな費用でどうして勸奨、納得に努める、こういうことを言ひまして、その案が上ることには誠に心細い状態だと思ふ。従ひましてそれができないから結局強制收容といふところへ持つて行かれるのではないかと考へます。この強制收容の規定のありますとき、この強制收容に不安でございまして、過日当委員会におきまして、参考人と呼んでいろいろ質問いたしました。その際に飽くまでも勸奨、納得で行かなければ、この收容についての目的を達成することはできない。無理に入れたものは必ず脱

走、その他、所内におきましても秩序違反等起す結果になつて好ましくないので。だから飽くまでも納得でやりたい。私は長くその事業に従事されてゐる人の証言によりまして、私は今までに一回も強制收容したことはない、こういうことをはつきり証言しておいて、規定は存置しなければならぬ、このういふふうにお考えでございまして、さうしなすべきことをしないで、さうしてさういふ安易な途をとられるといふことに對して、私は不満なのでございしますが、大臣の御所見を伺ひたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 今後ともできるだけ例へば普及徹底の費用にいたしまして、本年度の予算は御指摘の通りであります。今後とも財政上できる限りの予算の編成等も努力いたしたいと考へております。なお又この強制收容の規定を全部取つてはどうかといふ御質問でございしますが、これは只今公聴会でございしましたが、参考人の御意見はさういふ事柄を我々は期待をいたし、又希望をいたしておるものであります。又仮に今後この強制收容の規定があらましても、我々は強制收容が目的にあらずして、やはり勸奨によつてできるだけやりたい、又やることを期待するやうにいたしたい、併しやはり法の編成をいたしましては、中にはこれは又いろいろな事情によつて、公衆衛生上懸念のあります人で、勸奨に應じないといふことも、これは常識上想定されることでございしますから、我々はらい患者の自由を拘束しないやうに、最高限度考へますことは当然であつて、これは法の改正に當つてもさう考へて来ておる

ことであります。併し又一方一般のいゝゆるこの大衆に對する公衆衛生上の見地といふことも考へなくてはならないことであるから、これはいゝゆる抜かざる宝刀によりまして空文に帰しましたら結構なことであるが、法のいゝゆる定めをいたしましては、若しも勸奨によつてどうしても行かない家のかたがありましたら、お問い合わせ、これをどうするかという問題のありました際に、法の規定があらまさんと、これはいゝかんことと考へますので、さういふ氣持で、この強制收容の規定を置いておりますので、できるだけさういふものを発動いたさないやうに善処いたしたいと考へております。

○藤原道子君 私はこの強制收容の規定があるために結局いろいろ無理が行われておる、最近においてすら強制收容を発動いたしまして、病院へリヤカーで連れて来たところが、入所後僅か三十分にして命を落したという例もある。或いは心臓病を併発いたしまして疑床に臥しておる者が、無理に強制收容が発動されて、入院後僅か一週間足らずして命を落したおる者がある。らい者といへども人間である、やはり家族の氣持等を考へますとき、僅かあと幾ばくもない命である者をリヤカーに乗せて收容して落命させた、或いは心臓病を併発して落命させた、或いは心臓病を併発して落命させた、或いは心臓病を併発して落命させた、何と考へましても私は人道に反するものと思ふ。さういふ場合にはアメリカ等におきましては自宅療養等も許されてゐるやに聞きます。もう余命幾

ばくもないという者でございまして、外へ出て感染の虞のないような措置をして、自宅で療養させてやるのだという温かい私は考え方があつて然るべきだと思ふ。でございまして、この抜かざる天下の宝刀というのとに對しましては、私は大臣のおつしやるのが本當にさうであつて欲しいと思ふけれども、あなたがやるのじやない、だからさういふ人間の悲劇が行われるのだ、さういふことに對して大臣は本當にさういふことにお考えでございませうか。

○國務大臣(山縣見書) 只今御指摘になりました事實は、私その事實を承知いたしておりましたので、これは又事實に基いて適當の機会にさういふ事實がありましてさういふことは御答弁を政府委員から申上げます。たださういふことは今後この法律の改正によりまして、さういふことも、或いは從來あつたかどうかということは知りませんが、今後もあるかも知れませんが、さういふことのないように今回の法律の改正におきましては、勸奨ということをいたす、さうしてそれでもいかにときに、仮に強制収容をいたしたとしても、その前に一応のいゆる段階を置いて、例えば予告期間を設けましたりいたしまして、さうしてさういふふうな仰せのような急患で、その際強制入所を命じ得ないような、又適當でないような場合には、その間適當な期間を置いていたことに相成つておりますので、今後はこれらの法律の運用において、只今仰せのようなことのないように、これは努め得られると思つております。

○藤原道子君 漏れ聞くところにより

ますると、アメリカ合衆国等におきましては、國立らに諸問委員会というやうなものをお持ちになつて、さうして學者或いはいれどもうすで回復した人、又労働組合の代表等々によつて、十人から成る諸問委員会というやうなもののできて、入所とか治療或いは退所等々に對して、すべての問題をこの委員会が審議しているというやうなことも聞いておりますが、私はこの際この最後の規定は伝染病なるがゆゑに抜くことができない、どうしても政府當局が固持されるならば、さういふ諸問委員会をお設けになつて善処されるというやうな御意思があらうでございませうか。

○國務大臣(山縣見書) 今仰せのやうなことも強制入所に伴う、さういふものか、弊害と言いますか、さういふものを避けるためには、一つの考え方ではあり、一つの制度ではあると思ひますが、只今仰せのものはアメリカの例でございまして、アメリカでございましては、まだこれは法律になつていないので、まだこれは法律になつていないので、今仰せのやうなことも考えません。併しそんなことはどちらでもいいので、今仰せのやうなことも考え

方でありまして、まあ日本といつたしましてはそれと將來一つの研究問題でございまして、今後とも十分注意をいたして、さうして無理のことのないやうに、これは運用の面でありまして、法律をどんなに作つたつて、又どんな諸問委員会を作つたつて、そのやり方如何によつては弊害もありまゝるから、我々といつたしましては当面その運用の面で、仰せのやうなことのないうやうに注意いたしたいと、かやうに考えております。

○藤原道子君 只今の御答弁でございしますが、若しもアメリカがまだ審議中で決定してないくても、さういふことも諸外国では問題になつてゐる。又日本では過去におきまして非常な悲惨な行為があつたらばこそ、患者さんたちがあつたハンス等の挙に出てまでも、この法案に對して是非といつて纏りつく思ひの反對をいたしておるわけなのでございまして、これらに對しましては昨日下山委員が申されましたやうに、患者は大臣よりほかに纏るところはないのでございまして、でございしますから、大臣もさうした気持ちも十分お酌みとりになりまして、これらのことに對しましては外國にないかからやつちやいかなんといふことは、やはりそれこそ獨立國でございまして、日本でいふと思ふことは、さういふて、それによつて防衛に對する所期の目的が達しますならば、私は勇敢にとり上げてもらいたいといふことを強く要望いたしておきます。

それから次に伺ひたいといふことは、所内の秩序の問題でございまして、これに對しまして、あつていふ法律は、あつていふ規定はあつてもなくとも同じだ。あることのはが國長對患者の間の相互信頼感に邪魔をする規定になる。昔にはいふんな問題があつた。顯微鏡所當局においては、患者を犯罪人扱いをしてゐる。又患者のほうにもやはり浮浪り等が多かつたために、所内の秩序を幾多乱したことは事實でございまして、今日におきましては殆んどさういふ問題はないうやうに聞いておる。さうして今日といふやうに聞いておるのでござい

ます。飽くまで相互信頼の上に立つて所内の秩序を守り、患者は國長を親と信頼し、頼り、國長は患者を信用する。お前たちを強く信用するから責任を以て所内の秩序を守つてくれといふやうなことでおやりになつたほうが、むしろ効果的であるといふやうに考えますが、大臣はどのようにお考えでございませうか。

○國務大臣(山縣見書) 私もお話のやうな相互信頼の気持で療養所をらい療養の場所として秩序を保つて行きますやうに是非いたしたいと思つております。ただ現状と言いますと諸弊がありまして、やはり所長はらい療養所の秩序を保つて、らい患者の治療に遺憾なきを期するといふこと並びに又それが間接的、或いは直接的に大衆に對して公衆衛生上遺憾のないといふことも期する必要があるといふので、これも先ほど申しましたやうなふうな強制収容と同じやうな気持で、それを抜くのが目的にあらずして、所内の秩序を維持するといふことによつてらいの治療、いわゆる公衆衛生の遺憾なきを期するといふ見地から、最後の線として所長がその程度の権限を持ちますことがむしろさういふ言ひますか、事前に事なきを得て秩序を保ち得るというにとりも相成るであらうといふ考えからいたしておるのでありまして、仰せのやうなふうには、いゆる収容所として懲戒といふことを目的とし設けた法律でなくして、今後むしろさういふやうな規定によらずして、円滑に所内の秩序を保ち得るといふことを目的にいたしましておる以上、所長としてはその程度の権限は、抜かざる宝刀とし持つておつたほうがよろしいといふ

考え方でございます。勿論考え方、基本的には先生とまつたく同意見でございますが、一應法文としてはさうな程度の最小限度の規定は設けたほうが適當ではなからうか、かやうに考えた次第でございませう。

○藤原道子君 私は「入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従ふなければならない」と、この法案は當然あつて然るべきだと思ふ。けれどもそれに続きまして「戒告」であるとか「三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること」とは、今日法治國でございまして自由を束縛して、一つ部屋の中に静座させて置くといふやうなことは、どうしても納得できない。若し私たちがだつても、いつらにかかかるとも知れませんが、いつ親戚にさういふものが起らないとも限らないのです。従ひまして三十日をこえない期間の謹慎をさせること、その処分の間中は「所長が指定した室で静居しなければならぬ」と、私はこれはどうかと思ふのです。さういふ三十日も及ぶやうな謹慎規定でございまして、当然日本は法治國でございまして、法律によつてやはり処罰されるべきものであつて、これが國長にさういふ権限が与えられるといふことに對して、私は納得が行かない、さういふことがあるほうが所内の秩序が守れるか、ないほうが守れるか、私は今日さういふことを發動するやうな事犯は殆んど起つていないと思ふ。過日厚生當局から私は参考資料を頂きました。成るほど一つの所に二件とか三件とかいふものは確かにござい

ましたけれども、千二百人からといふと一つの村なんです。一つの村落なん

です。一つ村落において一年間に二件や三件より事件が起らないとしたならば、私はむしろ事件がないと言つても過言でない。このくらいに患者が治療に専念し所長を信頼しておりますときに、なお三十日間の謹慎等の規定を設ける必要があるか。而も十五年も二十年もらしいの事業に従事されておられる人、或いは療養所の医務局長として働かれた人、これらの人たちがこの規定は要らない、ないほうがむしろいい、こういうことを言つておられるのでございますが、それでもなお且必要であるとお考えでございまいしょうか。

○國務大臣(山縣勝見君) 私もしも患者にたいして治療に専念して頂くということをお願いしております。又先生の仰せのように我々が今日らしい患者になつて入所するかも知れません。併しながらこの規定は患者が故に適用されるにあらずして、或いは何回も逃亡いたしますとか、或いは所内の秩序を維持し得ないで、いわゆるらいの治療或いは公衆衛生上遺憾のある際において伝家の宝刀として所長が奮動いたすものであります。先生の仰せのように今日らしい患者になるかも知れんということは別だと思ふのであります。らい患者なるが故にこの規定を発動するにあらず、なお又今仰せのようにならうに一年のうちで一件か二件、これはやはりできるだけそういう規定を適用しない、できれば話合ひで済ます、或いは適用するにしてもこれをさうなふやうにしないように所長が考えられるのでございまいしょう。或いは考えますから、その件数が少いから云々ということは言えないのであつて、極端

に申しますれば一件でも二件でもそういうことがありまして、その一件が又公衆衛生上非常に重大な影響を及ぼします際に、所長が何らの権限がなくは、これはやはり一般大衆に対する関係においても国はそれを放置するわけにも参らぬのであります。要は運用の問題でありまして、なお只今三十日と仰せられますけれども、これは三十日以内であります。従来の規定から申しますれば三十日の、いわゆる相当と申しますか強い監禁をいたしております。而も事情によつては二カ月まで延長することができるとなつておりましたのを三十日以内のいわゆる謹慎といふことにいたしましたのであります。これは或いは五日のこともございまいしょう。或いは三日のこともございまいしょう。併しこの程度のものを園長が持つておきまして、その規定の適用をできるだけ少くするやうなふやうに、いわゆる相互信頼の精神で所内の秩序に當るといふことは、これはやはり一応常識的にも又いろいろ点から申しまして納得のできる問題ではないかと思ふのであります。なお又さうでなくして直ちに刑法を適用したかどうかという御意見であります。私は意見を異にいたすものであつて、所内の秩序維持、さうして患者の特殊性を考え、場合によつては所長が温情を以てらい患者の立場を考へて、いわゆる刑法によりますれば、これは本當のいわゆる厳格な刑の適用をいたしますけれども、場合によつてはそれはとらないで、或いは本當に十日か或いは三十日の謹慎に値することでも改換の状があるということになれば五日とか二十五日とかにすといふ権限も園長が持つておる。こ

れは本當に園長がすべき任務だと思つておりますから、これは一定の権限を所長に与えて、そしてできるだけその規定を適用しないといふやうにいろいろ指導もいたし又信頼の精神で行くのがいいのじやないか。これはいいわけやないか。私は直ちに刑法を適用せよといふことは賛成いたしかねるのであります。

○藤原道子君 くだいようであります。三十日を越えないことと規定してあるから心配ない。ところが曾つては二カ月を越えることはできないといふことであつたけれども、それは非常にその期間が延長されました人道的な人権蹂躪の事態が起きましたことは大臣も御承知だろふと思ふのです。こういうこともあるから、患者側としましては非常に心配いたすのでございまして、同時に私はさういふ所内の秩序を、どうしても訓告に應じて改めるところがないといふやうな場合にはむしろ正當な法の裁きを以てすることこそが、私はその所内の秩序を守る上において私はいいと思ふのです。ただ所内の園長がその権限を持つておつて、いつでもさういふことができるのだといふやうなことになる、どこかの療養所でもございまいましたが、所長の氣にいらぬやうなものはいつ入れられるかわからないのです。ここに不安がある。ですからお互ひに人間なんです。私だつて感情があり誰にも感情がある。従ひまして不平等な扱いなきやうなことを私は恐れるものであります。同時に無断外出した者等といふことも仰せられました。私はさういふことが所内の秩序維持と、さうして二

十八条におきまして無断外出等の規定があるといふことはどうもダブルよな気がいたすのでございまいすが、これに對してはこれ又やはり無断外出等といふことになれば所内の秩序で私は事足りるやうに考えるのでございまいすが、これを分けたことがおかしいのです。私はさういふ何でもかんでも罰則で縛らうとしたのではらい患者が特殊事情であるだけに、私はさうした法律一点張りであるといふことに無理があるのだといふふうに私は考えしておりますが、大臣は如何でございまいしょうか。

○國務大臣(山縣勝見君) 先ほど申述べましたのと私は考えは違つておらないのであります。結論はさういふ園長が職権を持たないで、若しさういふやうな事犯があつた場合においては、いわゆる警察官或いは刑事關係の者が行つて、さうしてそれを措置するところいうであります。私はその前にはやはり園長といふものが少くともらいの療養所といふものは特殊な一つの集團でありますから、先ほど来先生の仰せられるやうな相互信頼の精神から申しまして、やはり所長が一応その段階に立つて、そして最後の努力をする一つの段階があつて然るべきじやないか。

す。併しこれは法律上のことであつて、らい患者の、いわゆる今の問題から申しますと些々たることを法律問題といたす意思は毛頭ございませぬ。さういふことはいろいろ御意見もございまいすが、これは結局見解の相違に相成ると思ひます。これはやはり最低と申しますか、まあこの程度の所長の職權行使を最後の段階に一応置いておいたほうが適當でないかと、私は決してらい患者を無理にどう言いますか、束縛いたしますとか、或いはらい患者の自由を拘束せんがための規定といふことではないので、むしろ全体の多くのらい患者が安んじてらい療養に専心し得るやうな雰囲気、いわゆる秩序を保ち得るといふ見地からこの規定が存在しているのじやないかと、さう考えるのであります。でありますから、根本的な考え方は先生と同一でありますけれども、その方法につきましては只今議々申上げております通り私は考えている次第であります。

○藤原道子君 私は所内の秩序維持も或いは強制収容といふ問題も、要は患者が安んじて療養に専念し、安んじてみずから率先して療養所に入所するといふ事態を作ることが先決問題であらうと思ふのです。ところがここに思いをいたさずして徒らに強制収容であるとか等々と言つて、さういふ懲戒的な問題で解決しようとするところに、大臣の言葉を借りて言うならば見解の相違といふことになるかも知れないけれども、それでは私は問題は済まないと思ふのです。見解の相違では問題は済まんと思ふのです、そんなら伺いた

なおこれは法律論でありますから、私はさうなことを申したくはありませぬけれども、いわゆる刑法の対象になりまます事犯と、いわゆる公衆衛生上の見地から一応所長が秩序維持をやりまます指示の対象となります者とは一応違つておりますから、場合によつては所内の秩序の維持といふ見地のみでは刑法の対象にならないこともござい

いのです。今療養所が本場に安んじて療養するに値する療養所になつてゐるかどうかという点について私は御質問申上げたい。一般の療養所に行つてみますと、相も変らず何と申しましたか、本場に療養者が安んじて療養のできる場所であるという様な感じがしないのです。やはり暗いところがある。あなたは療養所へおいでになつたことがあるのかどうかというのを先ず私は最初にお伺いしたい、大臣にその点をお伺い申上げたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 療養所が必ずしも設備或いはその他において完全でないことは私もさうに考えます。併し私も時間的な關係で詳細には承知いたしませんですが、例えば熊本等においてもその設備その他においていろいろ考へております点もあるようであります。その他まだ完全でない療養所もありましょう。私はその後また参つておりませんから、こういうものが今後ともできるだけ先生のお話のようにならうに、らい療養に適しますような施設にできるだけ改めて行きたい、かように考へてゐる次第であります。

○藤原道子君 同療養所でありながら、昔のように先天的なものだ、回復しないのだ、だから浮浪らい等をどん／＼収容して、その死ぬのを待つてゐるという當時ならいざ知らず、今日はいの新しい治療の方法等も漸次進められてゐるのときに當りまして、らい療養所の職員が今の状態で妥当だとお考へてございましょうか、私はお伺いしたい。療養所は結核療養所に対しては職員の数が非常に少い、例へて申しますと多摩全生園あたりにいたし

ましても患者は確か千二百人ぐらいたと記憶しております。ところがここに働いてゐる看護婦は僅かに二十八人で、二十八人で千二百人からの患者の治療ができる、患者に適當であるとお考へてございましょうか。或いは又お医者さんにいたしましても僅かに十一人、こういう状態で、或いは菊池憲綱園にいたしましても医者は十五人という状態でありまして、これで適當であるとお考へてございましょうか。これが安んじて療養する療養所であるとお考へてございましょうか。看護婦が患者一人を持つのにどれだけの労力を払つてゐるか、結局結核療養所では七・五人に対して看護婦は一人。ところがらい療養所では三五・一人に対して看護婦は一人なんです。これで治療に十分だとお考へてございましょうか。

○國務大臣(山縣勝見君) この癩療養所の職員が非常に困難ならい患者の看護或いは治療に當つておられますことは私も感謝に堪へないことは昨日の委員会においても申しした通りでございます。なお又その待遇等におきましても、二号乃至四号俸でありますか、その程度のものでいかうかと、いうことにつきましても、私もまだ完全とは思つておりません。今後とも努力はいたしますが、詳細のことにつきましては私も承知いたしませんから政府委員からお答えいたさせます。

○藤原道子君 いずれ詳しいことは政府委員からお伺いいたしますが、この際大臣に是非ともお心にためて頂きたいのはらい療養所の定員の充足なんです。今度国立病院が地方に移管されておのずから定員が三百数十名減ら

されることになつております。従いましてこれを賄ひ療養所のはうにお廻しになつて頂きたいということをごの大臣に要望いたしておきます。それと同時にらい療養所が職員が足りないために重症患者に特別食を供給することすらできない、これらも併せて考へるときに療養所は安んじて療養する場所になつてゐないと同時に、昨日も廣瀬委員から続々御質問がございまして、この生活の保障の問題であります。昨日大臣は私に對しまして、もうすでにお答えした通りだから速記録を見てもいいという様なことを仰せになりましたが、これに對して私は非常に遺憾に思つております。で、私は重ねて申上げますけれども、患者が入所いたしますにはその第一条件は家族の生活の保障なんです。自分なきと家族が生活が安んじてできるという体制を整えてやるのが第一であります。第二には療養所が療養に値する温かい療養所であること。そしてそこに行けば必ず治るのだ、治してもらへるのだという希望を与えるということが先ず私は大事だと存じますが、重ねてお伺いしたいことは、生活に對する保護の問題について大臣の御所の御所見でございます。

○國務大臣(山縣勝見君) 昨日もこの問題が中心になりましたので私も幾々御答弁を申上げた通りであります。重ねての御質問でありますから重複をいたしますが申上げたのと考へておりますことは、先ほど来い患者及びばい患者の家族に對する私の気持は申上げた通りであります。なお又今後国が中心となつてこれらの治療或いは家族の困難者に対していろいろ考へて

行くことにつきましても申上げた通りであります。が、平日来お話の生活保護の問題につきましては、只今いわけ原因の如何にかかわらず一応生活困窮者に對しましてはいわゆる国家扶助の体系においてやつてゐますので、但し從來運用上その他において遺憾の点もございまして、今後これらの点に對しましては十分なる考慮をいたして、そして只今お話のような点につきましては遺憾なきを期したいと、かように考へてゐる次第であります。昨日も申上げたのであります。昨日申上げた点を要点を擧げつゝまんでお答えいたします。

○藤原道子君 お互いに暑い中を貴重な時間を割いて審議いたしますことはよりよき法律を作りたい、これが患者のために社会の福祉のために役立つために努力しておるのだと思つてございまして。今政府は昨日のお答えを聞いておられますと、ただ政府の面子にとらわれておるやうな気がしてならないのであります。生活保護法以前、旧法によるところの「生活スルベシ」ハザル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補助スベシ、この法律が適用されております當時には、その保官が受取つてこれを家族に届けてやるといふことによつて何らそこに問題が起らなかった、スムースに行つたんです。秘密の保持ができたんです。特別なこの「生活費ヲ補助スベシ」という規定があつた當時には患者の家族の生活のその補助ができていたんです。ところが生活保護法ができたために生活保護法に切替へられておるのです。で、昨日来聞いておると、政府当局も大臣も生活保護法は一律平等の精神に立脚してい

る、そのくらのことは私も生活保護法を審議いたしましたから承知いたしております。最初の生活保護法のとから参画いたしておりますから、生活保護法の精神を知つてゐるから、生活保護法の全額国庫負担で特例を以てやつて行こうという委員諸君のお考へに對しても私はこの実現は困難ではないかと思つております。従いましてこの際生活保護法では枠がある。同時にずつと調べて行きます。だからお前の家にはラジオがある、土地が五畝あるじやないか、こういう状態では赤貧洗うがごとくならなければ生活保護法の適用が受けられない。遂に昨日社会局長は特別にやりましたよと一口も言われなかつた。ここに問題がある。だから私はこの際患者の生活は国庫が保障する、こういうことによつて特別措置を講じなければ私この目的は達することはできない。若し本大臣が社会から、らいをなくして行きたい、不幸ならいに侵されたものは安んじて療養ができるようにしてやるたいという親心があつたならば、私はこの家族の生活の問題は非常に重大な問題でございまして、十分にお考へになつて頂きたい。大臣の御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) この点は昨日も申上げましたが、前にこの生活保護法のできる前に、生活保護法によらずして、予防法の中で、援護をいたしておりましたが、この間からいろいろ御議論を承つておりますと、生活保護法の適用の際において、都道府県、十割国庫負担のほうがいいのだというお話でありました。それから又そ

の際に、従来予防法でありますか、法律の名前は違つたかも知れませんが、生活保護法にあらずして、ほかの法律でやつておりました際には、御承知の通り、二分の一、二分の一であります。

國庫負担は二分の一であります。でありますから、昨日來國家が中心になつてやつたほうがいいのだ、従つて生活保護法におけるいわゆる患者に對しては、その特殊性を考へて、八割を十割にいたしたほうがいいということになれば、従来二分の一、二分の一の國庫負担の金額でありましたのが、生活保護法では八割になつたのでありますから、これと前の法律との關係を比較することは、これは当然と私は思ひます。併しこれははいずれにいたしましても、只今仰せの問題は、これは先ほど申しました通り、いろいろ他に關連した問題もございまして、一府一府の今ところは、昨日來申しております通り、運用によつて、各位の御せられております目的を達成するに最善の努力をいたしたい、かように申上げておる次第であります。

○藤原道子君 大臣に申上げたいのでございすが、私も補給すべきその金額は半額とする、そのくらのことは承知しておるのですよ。併しその法律は明治四十年にできた法律なんです。明治四十年、その当時においてすら、その家族の生活は國が半額を持つておつたんです。そしてその運営においては、秘密が洩れないようになか／＼うまく運用ができていたのです。ところが生活保護法は、その当時はなかつたけれども、新憲法の精神に従ひまして、國民はすべて健康にして、文化的な最低限度の生活を営む權利を有する、こういう点から新たに生活保護法ができたのですから、そのときから國が八割を負担するということになつた。その法律は昔はなかつたのですから、大臣よくその点は間違いないで下さい。そして今日はいは特殊な問題だから、何とかこれは社会公衆衛生の立場から、不幸な本人の治療の面からいつても、何とか國の力でこれを救いたいというところでお互いに苦勞しているのじゃありませんか。いろいろの特殊性というのを一体どういふふうに考へておるのか。引つづくつてらい療養所におつぱり込むだけからいふ特殊性ですか。そうじゃないでしよう。本當に収容したい、そしてその治療の万全を期して行きたい、伝染を予防したいということならば、金額國庫負担にしたつて、高が三億か、四億でございまして、それだけの金がないのでしようか。私はどうぞらい者になりまして、社会の迫害を受けて、夫が、或いはその叔父さんが、らいとして入所して療養所に行つたというだけで、村の人たちは物を売つてくれないのです。子供は学校へ行けないのです。学校へ行つても子供が遊んでくれないのです。こういう実情が他の病気のときにあるでしようか。而もこれは本人が好んでかつたのじゃないのです。不幸にしてこの病気に冒された場合に、社会の迫害はそこまで来ているのです。子供が石を投げられる。学校の校長からは登校の自由を、登校するなとさえ申し渡さるという不幸が起きておるのです。だから患者の家庭が一家心中するとか、或いは二東三文に家を売却つて、そして流浪の生活を始める。そうなる予防的な診療

すらできないことになるにやありませんか。だから私はこうして心配して、金額國庫負担においてその生活を保障することが僅かやつたところで一万五千人でしよう。一万五千人の中の、家族を持つておるものは、僅かに四五%なんです。大臣、一万五千人の僅かに四五%なんです。四五%のうち、生活保護法を必要とするものは、過大に見積つても八%よりはないであらうと、厚生當局は言つておるのです。僅かな人間のために、大臣が決断をもつて生活の保障をしてやるといふお心持になれないものでしようが、旧法は半額でございまして、それを八割にしたのだから一大飛躍だなどという言葉は、大臣から私は聞きたくない。御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) 私は八割に上りましたことを別に飛躍と申しておりませんのであります。(藤原道子君「そう言つたじやないかと」述べ) らい患者に對します、又らい家族に對します考へ方につきましては、当初來申しております通り、先生と全く同意見であります。ただその方法につきましては、私は只今政府の立場といたしまして、先ほど來申しておる通り、そのことで取りあへず現状としては行かざるを得ない。ただらいの治療、或いはらい家族等に對しまして、勿論先生と、このらい患者、或いはらい家族に對する考へ方は同一であります。大臣はそれに対してどうしてやつて行くかという方法につきましては、これは又いろいろ立場もございまして、これは先ほど來屢々誠意を以て申上げておる通りであります。

○藤原道子君 繼續中です。
○委員長(堂森芳夫君) 關連の質問です。
○高野一夫君 ええ、關連してちよつと大臣にお尋ねしたいことがあるのです。私は先ほど來藤原さんの御意見を伺ひ、質問の材料としてお述べになることを伺つておつて、そして大臣にお尋ねになつたことで、多少事実と相違している点があると思ひます。それを私は事實を申上げて、私は改めて大臣にお尋ねしたいことがあるのです。やはりあなたの御質問に關連したことで、先般参考人を呼んで、その呼んだ参考人の或る人が、納得ずくで取容しなければ取容の実績が上らないといふことを言つた。それは只今藤原委員のお話の一つになつておるけれども、大事どころが藤原委員のお話では落ちてゐるのであります。その参考人の言ひには、納得ずくで取容しなければ取容の実は奉らんけれども、強制的取容という命令権の裏付けがなければ、その納得ずくはできないのだ、こういうことを言つてゐる。これはまあ大事な点であります。私の意味においては、参考人が言う通りに同感なんです。そういう意味において、参考人の言つたことは、速記録で御覧になればわかるのですが、私はさうに理解してゐる。そういうふうな意味に、この今度のらい予防法の改正案の趣旨は、そういうふうな意味で取容の問題は規定されてゐると私は理解してゐます。了解してゐるのですが、どんなものでしようか。これは大臣でもよろしいし、局長でも結構です。

○國務大臣(山縣勝見君) この点は、先ほど來藤原委員のお尋ねに對しまして申し上げております通り、やはり納得できるだけ入つて頂く。なお又藤原先生がいろいろお話になつております通り、我々も今後らい患者が、好んでは入りませんでしようけれども、先ず先ずらい治療のために入るというふうな気持ちになつて頂くようにならうと願ひ、そういう意味で、今後はいゝゆる勸誘を十分に、そして話し合ひずくで入つて頂く。但しこれはその理想通りには人間の行動というものは行かぬものでございまして、やはり法としては、いゝゆる抜かざる室刀として、今仰せのようなふうの、最低限度の、所長にいゝゆる職務執行の權限を与える。併しこれは目的にあらずして手段である。手段というよりも、むしろそういうことによつて、今仰せのようなふうな、納得ずくで入るようなことになつてゐる。併し又今後我々がいろいろ手を盡し、又いろいろ知識の普及もいたし、又療養所も、これは一朝一夕ではなかつた行かんことではございまして、我々も誠意を以て努力いたしたいと申してゐることです。お互い助け合つて、そういうふうな空気にいたして、この法律は要らんものだ、こういうふうならい予防法の審議も要らんものだ、都道府県知事が、或いはその他が職權の發動をしなくてもいいというふうなことになる。ただ当面一府一府の規定を最高限度に緩和してやつて行く、こういう趣旨でございまして、この点は先ほど來申し上げております通りであります。

○高野一夫君 よく私も同様にさう

に理解しておつたわけでありましたが、それで安心いたしました。そこで、そういうような納得でやらなければならぬけれども、最後には強制的に収容しなければならぬということも、やはり一応規定しておいて、そこで初めて勸奨の契が挙がるんだと私も思う。ところで、そういう場合、若しこの予防法案を厚生省で作成された、その条文がそのまま通過した場合は、厚生省のほうでは、藤原さんが御心配になる通りでありまして、この末端の係りに対して、この法の運用を誤まりないように十分趣旨を徹底をさして頂きたいと思ひます。そういう御用意、お考えをお持ちでございまして、うか、それだけ一つ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山縣勝見君) この点は今後十分注意をいたしたいと考えております。具体的にどういう方法によつてということが、政府委員から申上げます。することがありましたら申上げます。が、少くも所管大臣といたしましては、その周知徹底に是非力をいたしたいと考えております。

○山下義信君 ちよつと関連質問。高野君の質問にですね、関連して私も伺つておきたいと思ひます。藤原委員の質問にも関連してですが、高野委員から藤原委員の質問に横槍が出て、納得でよくつたのが成績がいいのだという証人の証言に、その自分の都合のいいところだけとつて、あとはその強制という裏付があるから、この納得よくつたということができて、その成績が上つたのだという、強制の裏付があるというところを、そこを忘れて、藤原委員が質したことが指摘せられた。これ

は与党の委員として助け舟を出されたのか、まあ横槍なんです。先ほどから、それに対して大臣の御答弁を承わつておつたのです。藤原委員の御答弁のときも承わつておつた。私にはよくわからん。これは第六条の、この強制収容の規定を小委員会が審議いたしましたときに、小委員会でも議論いたしましたのであります。小委員会の議論をここで再び繰返そうとは思ひません。私は本日の厚生委員会の議事の進行振りについても意見がある。この法案は小委員会に今付託中なんです。微に入り細を穿つて質疑するならば、小委員会の意見によつて、厚生委員会ですういふ審議をやるんだというところを一つ申合せてからでなければならぬ、本来ならばこういう審議のやり方をやるべきではないと思ふ。厚生大臣に出てもらつたのは、根本的問題で我々尋ねたいというので出てもらつた。それで、今藤原委員の熱意のあるところを、随分内容に亘つて、多岐な御質問、御議論があつたが、それは議員の審議権でありまして、から私どもは諱聴しておる。小委員会の審議と、厚生委員会の審議と、これは非常にその辺の分け前というところにつきましては、我々としても考えなければならぬのであります。先ほど質疑応答を聞いておつたのですが、その主眼は別として、今の問題なんです。政府の答弁では私ははつきりしない。殊にいゝわんや、高野さんが今言つたような、非常にいい横槍をお入れになつてからます。わかん。この第六条の患者を入所させるといふことは、一体納得でよくつたという趣旨の規定が、強制収容をする規定かといふことはつきりしてらあ。でないとい

からん。であるから、高野委員の今の関連質問から見ると、第六条は、納得よくつた、勸奨で行くのかといふ言ひながら、ずつとその納得、勸奨といふもののうしろには、強制収容といふところの威力が加わつておるといふことを言う。果してそうですか。これは重大である。つまり厚生大臣が言うことによると、伝家の宝刀だ。伝家の宝刀といふことは極めてあまいだ。抜かすのか。抜かないのか。それをひらめかすのか。つまり第六条の二項も二項も、要するところ、強制収容するぞといふところが背後に裏付になつてゐるのか、入つていなければならぬことを明白にいたさなければならぬ。先ほどから聞いておられます、納得よくつた。勸奨主義で行く場合、これならこれでつくりしななければならぬ。法の性格をはつきりしなければならぬ。伝家の宝刀といふものが、納得にも、勸奨にも、裏につけておる。ついでおるのだつたら納得でも、勸奨でもないじやありませんか。いつでも伝家の宝刀をひらめかし、聞かなければ強制収容するぞ、強制収容するぞと、これは納得、勸奨といふことの表面を糊塗するだけのことであるなら、その実態は強制じやないですか。これは明白にいたさなければならぬ。こういうあいまいな、当然そういうようなことでは、私も納得、承知いたしたが、私は、私もこの点につきまして、小委員会が議論した。一体この第六条の性格といふものは納得主義で行くのであるが、勸奨主義で行くのであるか、或いはこの納得、勸奨といふことのいつでも背後にある、聞かなければ入れず、聞かなければ強制するぞ、とい

うことがついておるのかどうか。ついておるならついておる通りに書かなければ……法のうしろにつけていなければ第六条の第一項、第二項、第三項は順序次第のようにあるけれども、第一項と第三項にあるけれども、第一項と第三項の強制とは何ら関係がない、私はこう読むのだ。この法律を読む。これは私は前だと思ふ。この第二項と第三項にも関係がない。納得で聞かなければ勸奨、勸奨で聞かなければ入所を命ずることができ、入所を命ずることができて、従わなかつたら入所させるぞといふ事態が順序でしよう。私はこの法律といふものは第一項、第二項、第三項、独立しておる条文と読むのです。然るに高野委員の質問では、その裏に入る強制収容という威力があるから納得ができる、勸奨の効果があるといふことに、政府が同意するような答弁をせられたことを私は承服しがたい、それならば、そういう法律に書き直さなければならぬ。私はこの第六条の収容は、納得といふことも独立である。勸奨といふことも独立である。そして強制収容といふことも独立である。納得、勸奨と、強制収容には何ら関係のないといふことを私は思う。この点を明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 私から答弁を申し上げます。第六条は第一項、第二項、第三項と分れておる。第一項は、只今山下先生御指摘の通りでございまして、私も患者を療養所に入所させますときには、勿論納得の上に上つてもらうといふことを建前としておられます。従ひまして、第六条の第一項によりまして、必要がありま

場合には、当該患者を療養所に入るように十分勸奨するといふ建前をとるわけでございます。併しその第二項にございまして、その勸奨を受けた者が勸奨に応じませんときには命令を出すといふ、入所するように命令を出すといふことができるようになってゐるのでございまして。そうしまして、第三項におきましては、第二項の命令を受けたものが、命令に従ひませんとき、あるいは至急に入所させなければならぬ、例えば浮浪者のようなものを発見いたしましたときに、強制的と申しますが、権限を持つて入所させるといふことをするのでございまして、決して勸奨いたしません場合、そのあとに強制があるぞといふことをひらめかすといふことは、実際の場合いたさないつもりでございます。先般参考人からもそういうふうな御意見があつたのでございまして、これは参考人の意見としてお聞きと願ひたい、そういうふうな考えをしております。

○山下義信君 私は藤原さんの質問をお邪魔しちやいけませんから、私は私の只今申上げたことを山口公衆衛生局長も承認されたものだろうと思ふ。厚生大臣も代つて答弁をさせられたのでありますから、同様だろうと思ひます。私はそういうのは前だと思ひます。第六条は、本文が勸奨なんです。二項、三項は、これは独立した条文として読むこともできるし、但し書から見ると、二項、三項といふものは、第一項と軽重して見るというところ、軽き扱いもできる。これがむしろ三項が重きだといふ解釈は、これは法理論からしてもできるわけのものではない

い。それで勸奨ということが、これが大体である。今度は勸奨主義で行くぞというのを言う、これが私は本法の改正に非常に重要な点だと考えておる。そこで、藤原委員の質問の邪魔いたしませんから、折角のところでありますから、私はつきりしておきたいのであります。勸奨とはどういうことですか、勸奨の限界如何、勸奨の範囲如何、程度如何、又勸奨に應じないというこの限界はどこを以て勸奨に應じないか、又細かいことを省令に規定するということもない。一体漠然たることを書いてある。この法の書き方にも不備なんです。この不備なところは質疑応答で明確にしておかなければならぬ。勸奨の程度如何、勸奨の限界如何、勸奨の範囲如何、どの程度を勸奨というのか、又何日までの中にいれたいことは、一体時間的にどういふことを言うのか、應じないというところは、この勸奨を受けて、この勸奨に應じないとは如何なる条件のときに勸奨に應じないか、その一休基準という確たるものがあるのか、これは直ちに明確にしておいてもらなければならぬ。今答弁が願えれば答弁してもよろしいし、本来言えれば小委員会、そういうことをはつきりという点の基準を明確にして、どの程度の、勸奨の範囲等はどこまで言うのか、これは入りなさいとお奨めいたします。若し応じなければ強制でも入れなければならぬのですから、そのしほく強制というものを、その間に見せるかどうか。勸奨というのはどういふことを以て言うのかどうか、これ最も人権尊重の中心であります。ここで答弁求めよう

は思いませんけれども、時間を邪魔しますから、政府は統一ある見解を以てこれを文章にでもして、この委員会に資料として、答弁の資料として御提出あらんことを要求いたします。委員長はなるべく御処置を願います。

○藤原道子君 私はすべて納得の行かない点をお質したいしたのであります。最後にお伺いしたいことは、今くどういふでございませうが、政府は生活の保障を殆んど全額国庫負担にする意思があるかないか、どうしても生活保護法でやる、そして二割まで地方が見るのは当然であるということとを固執されるのかどうかという点について、最後にお伺いいたします。

○国務大臣(山縣勝見君) 重ねて申し上げますが、らい患者の治療或いはらい家庭に対する生活困窮者等に対する措置、これに對しまして何とかしたいという気持は先生と全く同一であります。ことを重ねて申し上げます。但し今この委員会において、政府の態度として今どうするかというところにつきましましては、予算案にも計上いたしておることでありませう。只今予算案の審議を願っておるところであります。一府政府の態度もまた同様でありますから、私が今この席上で申し上げますについては、先ほど来申し上げている以外には只今申し上げかねるのであります。

○湯山勇君 小委員会では御審議になられると思っております。質問の形でなく、大臣にお願い申し上げます。思うのですが、大臣は今藤原委員その他のかたの御質問に對しまして、よくおわかりになつていらつしやるし、又はお答えになることも決して誠意がないといふようにもとれないのですけれども、

ただ極めて残念なことには、お互いに理解し合う、実感が違ふと思うのです。そういふところからやばり若干のずれが来ているように思う。大臣はいつもおつしやいますように、そして又大臣は常々実際の場所をよく御覧になつていらつしやるというところが大臣に對して一般の人たちが信頼している要素だと思つておられるけれども、これだけ重要な法案をお出しになつておられるが、患者にお会いになつていらつしやらない。委員のかたはみんな会つておられるのです。併し大臣がお会いになつていらつしやらない、或いは療養所へも行つていらつしやらないというところを昨日もおつしやいました。私はこの法案の審議がもつと円滑に行かぬために、又委員の各位と焦点をもつと合はすために、是非近い機会に早く實際について視察頂きたいと思つたのです。例えば秘密保持の条項にいたしましても、我々は他人から秘密を守ればよいというふうな考へていらつしやいますけれども、私ら病のかたの書いた文章について見ますと、書いておる何と申しますか、物語の多くは家族と生き別れという辛さを書いたものが多くあります。その次に多いのは実は驚くべきことには、不思議な巡り合ひのことを書いてあるのが多いのです。つまり姉が遠方に嫁入りしておつたと言つていたのが、たまたま自分が収容されて行くところに入つた。又父親は外国へ行つたと母親に聞かされたのが、たまたま自分が入るところにおつた。そういう家族の間で秘密を保持している。こういうことは決して机の上で、ただ単に聞いただけでわからないと思つた。大臣はこの審

議の感質を、お互い患者に会つたものと合はすために、是非早い機会に患者にお会い下さいませうと、実際に療養所を御視察下さることを是非お願い申し上げたいと思つた。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

らい予防法案に関する質疑は本日はこれくらいで終了いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 次に未帰還者留守家族等援護法案の審査は、中共地区からの引揚者援護に関する特別委員会と連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に私立学校教職員共済組合法案に關し、文部委員会との連絡委員会を開くことの申出の場合、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。本日はこれくらいで散会いたします。

午後四時一分散会

七月二十三日日本委員会に左の事件を付託された

一、財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に關する法律案(予備審査のための付託は七月二日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十七日)

一、未帰還者留守家族等援護法案(予備審査のための付託は六月二十七日)

昭和二十八年八月十四日印刷

昭和二十八年八月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局